

納税の方法

●納税の場所は

- ・ 四国銀行、高知銀行、みずほ銀行、りそな銀行の本・支店等
- ・ 伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、愛媛銀行、徳島銀行
- ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
- ・ 商工組合中央金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、信用組合広島商銀
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高知県信連
- ・ 高知県農協、馬路村農協、高知市農協及び土佐くろしお農協の本支所、出張所
- ・ 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局
- ・ コンビニエンスストア（納税通知書等に記載してある全国のコンビニエンスストア）
（対象税目：自動車税、個人事業税、不動産取得税、鉱区税）
※ただし、次の納付書はコンビニエンスストアでは利用できません。
 - ・ コンビニエンスストア納付用のバーコードが印刷されていないもの
 - ・ しわ、汚れ等によりバーコードが読み取れないもの
 - ・ 納付書の「コンビニエンスストア（CVS）取扱期限」欄に印刷された期限を過ぎたもの
- ・ 県税事務所
安芸県税事務所、中央東県税事務所、中央西県税事務所、須崎県税事務所、幡多県税事務所

高知県内に
所在する
本・支店等

口座振替のご利用を!

下記の税目については、ガス代、電気代等と同じように、納期の最終日に、お届け頂いた口座から振替を行うものです。

■利用できる税目：自動車税、個人事業税、軽油引取税、法人県民税・事業税及び地方法人特別税

●申込用紙は、金融機関又は各県税事務所の窓口を用意しております。

- ・ 四国銀行、高知銀行、みずほ銀行、りそな銀行の本・支店等
- ・ 伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、愛媛銀行、徳島銀行
- ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
- ・ 土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、信用組合広島商銀
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高知県信連
- ・ 高知県農協、馬路村農協、高知市農協及び土佐くろしお農協の本支所、出張所

高知県内に
所在する
本・支店等

●ご利用できる預金口座は

普通預金、当座預金、納税準備預金のうちで、納税者等の方が指定した本人名義の口座に限ります。

●お申し込み手続きに必要なものは

- ・ 預金通帳
- ・ 通帳のお届印